

## 事前キャンプに関する協定書

クウェート国オリンピック委員会（以下「甲」という。）及び二本松市（以下「乙」という。）は東京オリンピック競技大会における事前キャンプについて、次のとおり協定書を締結する。

第1条 甲は東京オリンピック競技大会の事前キャンプ実施にあたり、二本松市所在の施設を利用する。

第2条 事前キャンプの実施にあたり、甲及び乙は次の事項を行う。

- (1) オリンピック競技大会へ多くの選手が参加できるように努力すること。
- (2) 事前キャンプに必要な情報を乙に提供すること。
- (3) 乙が希望する交流プログラムに出来得る限り参加すること。

第3条 事前キャンプの実施にあたり、乙は次の事項を行う。

- (1) 必要な施設及び練習環境の提供を調整すること。
- (2) 滞在中の交流プログラム開催に向けた調整を行うこと。
- (3) 前2号について、甲が東京オリンピック競技大会に先駆けて二本松市内でキャンプを実施する場合も同様とする。

第4条 全当事者は、言語や文化をはじめとした相互の違いを自然に受け入れ、互いに認め合い、東京オリンピック競技大会の枠にとどまらず、相互の友好協力関係を更に発展させられるよう、努める。

第5条 事前キャンプ実施に係る費用負担、使用施設、実施期間、相互の責任、参加人数等の詳細については、両者協議のうえ決定し、合意書を締結する。

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、全当事者は協議を行い、解決を図るものとする。

第7条 全当事者は、本業務の履行に際し知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

以上の成立を証するため、協定書を計2通作成し、2021年4月24日、全当事者等しく署名し、各自その1通を所持するものとする。

二本松市

三保、惠一

三保 恵一

MIHO Keiichi

クウェート国オリンピック委員会会長

ファハド・ナーセル・サバーハ

SHEIKH FAHAD NASSER SABAH  
AL AHMAD AL JABER AL-SABAH